

## 災害対策関連組織の概要

組織名	新座市災害対策本部	新座市防災会議	新座市防災組織連絡協議会
目的及び所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>市域で災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、災害対策の推進を図るため必要があると認めるときは、市長は、<u>地域防災計画の定めるところにより、新座市災害対策本部を設置</u>することができる。</li> <li>関係機関との連携の確保、災害に関する情報の収集、災害予防及び災害応急対策など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>新座市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。</u></li> <li>市長の諮問に応じて新座市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</li> <li>前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</li> <li>前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</li> </ul>	<p>災害から多くの生命と財産を守るために、自助・共助・公助がそれぞれの責務と役割を果たし、連携を図り、防災に関する目標を設定し、安全安心なまちづくりを目指すもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害関連情報の共有化</li> <li>防災に関する学習及び訓練</li> <li>物資及び資機材の備蓄品整備</li> <li>防災リーダーの育成</li> <li>災害時要援護者の避難救助対策</li> <li>避難、誘導及び救助の方法に関すること</li> <li>防災関連機関との連携</li> </ul>
組織	<p>本部員 市職員、消防署長、消防団長 本部事務局 市職員</p> <p>震度6弱以上の地震の場合は、非常体制として対策本部が設置される。</p>	<p>指定地方行政機関職員、埼玉県知事の部内職員、埼玉県警の警察官、埼玉県南西部消防局の消防局長、市消防団長、市職員、指定公共機関又は指定地方公共機関の職員、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者 【46人以内】</p>	<p>自主防災会長、市消防団（正副団長、各分団長及び女性消防団代表）、各種防災協力会（建設業、造園業、指定水道工事店及び電設）</p>
長	<p>本部長：新座市長</p>	<p>会長：新座市長</p>	<p>自主防災会の代表</p>
根拠	<p>災害対策基本法 （昭和36年法律第223号） 新座市災害対策本部条例 （昭和39年6月25日）</p>	<p>災害対策基本法 （昭和36年法律第223号） 新座市防災会議条例 （昭和39年6月25日）</p>	<p>新座市防災組織連絡協議会設置要綱 （平成18年11月18日）</p>